

参考資料5 「商品群別に過大包装の個別基準を制定すること」について

答申 (消費者包装基準について 答申 昭和 59 年 1 月 23 日 京都市消費者保護審議会)	基準 (京都市消費生活条例第 17 条第 1 項の規定に基づく包装基準)	要綱 (包装の適正化の指導に 関する要綱)						
2 適正包装の基準について 今回の答申は、さしあたって適正包装に関する一般基準に限定するが、<u>特殊な包装形態、包装技術によって一般基準と異なる包装要因をなしている商品については、今後商品群別ごとに合理的な個別基準を定めることが望ましい。</u> (4)過大包装の一般規定 次の事項のいずれかに一つに該当する包装・容器は過大包装とすること。 ア. 内容品以外の空間容積が20パーセント以上ある包装・容器。 イ. 内容品の価格に比べて包装経費を15パーセント以上かけている包装・容器。 ウ. あげぞこ、がくぶち、めがね、あんこ、えんとつ、十二単衣等の方法により内容品を実質以上に見せかけた容器・包装。 エ. 二次使用機能を偽装した包装・容器。 オ. 異質な商品を無理に詰合せまたは抱合せすることにより必要以上に大きくなっている包装・容器。 3. 適正包装の判定 適正包装の判定は前項の一般基準に基づき市長が判定すること。 ただし、<u>商品群の特性等により前項第4号の過大包装の一般規定に依り難い事由のある場合には、京都市消費者保護審議会の意見を聴いて市長が判定すること。</u>	3 過大包装 (1) 2(1)の過大包装とは、次のいずれかに該当する包装とする。<u>ただし、商品群の特性等により次のいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</u> ア 空間容積(包装容積から内容品体積を控除した容積をいう。)が包装容積の20パーセント以上であるもの イ 包装経費(商品の販売価格から内容品の販売価格を控除した額をいう。)が内容品の販売価格の15パーセント以上であるもの ウ 「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」、「十二単衣」等の方法により内容品を実質以上に見せかけているもの エ 二次使用機能(内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後の使用機能をいう。)を偽装したもの オ 商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの <table><tr><td>包装基準の説明 ※</td></tr><tr><td>(2) 商品群の特性(その属する商品群に共通する特殊な包装形態、包装技術)によってアからオのいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この基準の適用の対象には含めず京都市消費生活審議会の意見を聞いて商品群別に過大包装の個別基準を制定することとしている。</td></tr><tr><td>(3) ただし書きの適用については、<u>関係業界団体から当該商品群の特性を証する資料を添えて適用申請があったものについて検討するものとする。</u></td></tr></table>	包装基準の説明 ※	(2) 商品群の特性(その属する商品群に共通する特殊な包装形態、包装技術)によってアからオのいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この基準の適用の対象には含めず京都市消費生活審議会の意見を聞いて商品群別に過大包装の個別基準を制定することとしている。	(3) ただし書きの適用については、 <u>関係業界団体から当該商品群の特性を証する資料を添えて適用申請があったものについて検討するものとする。</u>	(過大包装の個別基準) 第6条 包装基準3(1)ただし書きに規定する場合においては、<u>京都市消費生活審議会の意見を聞いて商品群ごとに過大包装の個別基準を別に定める。</u> <table><tr><td>包装の適正化の指導に関する要綱の説明 ※</td></tr><tr><td>6 過大包装の個別基準について(第6条関係)</td></tr><tr><td>包装基準3(1)ただし書きの適用を受けた商品群については、京都市消費生活審議会の意見を聞いて、当該商品群ごとに過大包装の個別基準を定めるものとする。</td></tr></table>	包装の適正化の指導に関する要綱の説明 ※	6 過大包装の個別基準について(第6条関係)	包装基準3(1)ただし書きの適用を受けた商品群については、京都市消費生活審議会の意見を聞いて、当該商品群ごとに過大包装の個別基準を定めるものとする。
包装基準の説明 ※								
(2) 商品群の特性(その属する商品群に共通する特殊な包装形態、包装技術)によってアからオのいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この基準の適用の対象には含めず京都市消費生活審議会の意見を聞いて商品群別に過大包装の個別基準を制定することとしている。								
(3) ただし書きの適用については、 <u>関係業界団体から当該商品群の特性を証する資料を添えて適用申請があったものについて検討するものとする。</u>								
包装の適正化の指導に関する要綱の説明 ※								
6 過大包装の個別基準について(第6条関係)								
包装基準3(1)ただし書きの適用を受けた商品群については、京都市消費生活審議会の意見を聞いて、当該商品群ごとに過大包装の個別基準を定めるものとする。								

※ 基準制定時の「包装基準実施の手引き」ほか、平成14年3月発行の「京都市消費者保護条例関係規程集」にも掲載されている。